

第62回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成30年 1 月 29 日（月）開催

開催日時 平成30年1月29日（月）午後1時13分から

開催場所 新潟県庁 行政庁舎 504会議室

出席委員 樋口 秀、荒川 俊治、加藤 恭子、中田 誠、松田 曜子、富所 健司、
山崎 和美、山川 智子、大串 葉子、山中 知彦 以上 10名

欠席：入村 明、小林 豊彦、房 文慧 以上 3名

1 開会

2 あいさつ

久我用地・土地利用課長

3 会議の成立

定数13名中10名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第6条第3項の規定により、審議会が成立している旨を事務局から報告。

4 議事署名委員の任命

加藤委員を議事署名委員に任命した。

5 議事

(1) 新潟県土地利用計画の変更について

山中会長

では審議に入りたいと思います。

まず、新潟県土地利用計画の変更について、新潟県知事から当審議会に対して、国土利用計画法に基づき意見をいただきたい旨、諮問がありました。

当審議会としては、本日の審議内容結果に基づいて、知事に答申したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、事務局から新潟県土地利用計画の変更内容について説明をお願い致します。

事務局

(議案及び資料1から資料2により説明)

山中会長

どうもご説明、ありがとうございました。それではここから、ただいまの説明についてのご意見やご質問を承りたいと思いますけれども、全部一括ですと混乱しそうなので、市町村別にですね、まず、長岡、そして次に南魚沼を一括して、さらに8、9、10の順で進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、まず、長岡市の関係部局も来ておられますので、長岡農業地域の縮小について、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

大串委員

計画そのものについては、北スマート流通団地が必要だという現状はよくわかるんですけども、言葉ですね、農業地域を縮小するという理由ですが、「整備計画が明らかになり、総合的な農業の振興を図る必要がないため農業地域を解除する」というのは、文脈的

にちょっと違うのではないか。農業は他の地域でも図れるが、この地域では流通団地の造成が必要なんですよ、という文脈だったらわかるんですけど、どうして総合的な農業の振興を図る必要がないのかという点について、ご説明いただければありがたいなと思いますけれど。

事務局 すみません、こちらは当課作成の資料になりますが、「総合的な農業の振興を図る必要がないため」というのは確かにちょっとおかしな表現と捉えられてしまうおそれがあります。今回は、この区域について、産業団地の整備のために都市計画と調整を図って見直しを行うという趣旨でございます。次回以降、十分気をつけて資料を作成したいと思います。

大串委員 もう少し言うと経緯ですね、まず、この地域がなぜ農業振興地域として指定され、その後、このような考えで用途が変更されるというところを説明いただけたらと思います。もともとは農業振興地域として振興しようという意図があり、それが今は流通団地の整備の方が上位になってきたという流れだと思うのですが、資料の表現は、何でも変更できてしまうといった誤解を与えるおそれがあるので、丁寧に説明いただけたらなと思います。

事務局 おそらく今回の資料は全体的に同じような表現になっていると思いますので、次回の審議会から、過去の経緯も含めて整理したいと思います。

大串委員 せっかく来られていますので、皆様が納得いくようにしていただけるといいかなと。

事務局 承知致しました。失礼しました。

山中会長 具体的な文言の変更は、この会議の中では確認をしなくてもよろしいでしょうか。
 担当の事務局の方にご検討いただいて、どうでしょうか。後ほど確認していただく機会というのは。

事務局 若干、時間を頂戴することになりますけれども、追加資料ということで、これまでの経緯も含めて整理したものを、各委員に後ほど送らせていただくということでよろしいでしょうか。

長岡市 そうですね。

山中会長 はい、わかりました。他にはご質問はありますか。

1点、私の方から景観担当として質問いたします。緑地を設けていただくのは良いと思うのですが、具体的な流通産業団地の建物というのが、たぶん高速道路からかなりよく見える場所ですよ。なんらかの景観的な担保というのは、都市計画上、何かあるんでしょうか。

長岡市 景観としましては、事業所に対して看板等の設置を集約するように、そのようなことを地区計画ということで縛りをかけたいと考えています。あと、団地の中には開発の面積に応じて公園等の緑を残すことを条件として、開発の許可になりますので、そのあたりについても都市計画で対応してまいります。

山中会長 特に建物の色など、景観計画についてはいかがでしょうか。

長岡市 その点につきましては、原色の多用を避けて明るく落ち着いた色調とするということで、周辺環境との調和を図ることに努めるものとする。このことは地区計画にも規制の内容として入れるのですが、一方で、長岡市の景観に関する条例でもしっかりと届出を出していただくことで、両方で監視できることになっています。

山中会長 わかりました。
他にはございますか。

山川委員 すみません、長岡北インターが開通した当時、結構行ってみたんですけど、この航空写真を見てもわかりますように、インターからの道路が繋がってない状態で、やっと幹線道路に行けるという感じだったんですよ。

住宅地とかあった感じなんですけれど、ほとんど田んぼの真ん中かというか道がなんていうか、ジグザグという感じで、あんまり上手く繋がっていない感じの印象があるんですが。これからのイメージとすれば、例えば、中之島見附インター付近はかなり施設が集約されているんですけど、そんな感じになるんですか、イメージとして。

うまくは言えないんですけど、おそらく市街化区域の方で工業団地に集約するということは、規模が大きい中之島見附をちょっとコンパクトにしたものができてくるという感じですか。

長岡市 新潟方面からインターチェンジを降りた先から、団地内を真っ直ぐに南に向かう幅員18.5mの道路を建設しており、12月20日に、蓮潟の町内に接続するかたちで、左岸バイパスのアクセス道路ということで供用開始しております。

そのほか、市街化区域への編入が決定した後、団地内を通る16mの道路と中には8mの道路を整備するというので、中之島の流通団地のコンパクト版とおっしゃるようなかたちでの団地形態としてのものは、これから道路ができていくことになります。

山川委員 団地ができてから、道路をそれに併せて広げたりということですか。

長岡市 団地を造りながら、道路を一緒に開発していくというかたちです。

山川委員 本当ローカルな話で恐縮なんですけれど、新潟から長岡方面に北から南へ行くところって正直言って長岡北スマートICはおもしろくないんですよ。東西方向については非常にアクセスが良いと思うんですけど、南北方向に関しては既設の道路の方が結構利便性が良いので。今後は、道が広がっていきますか。

長岡市 将来計画では、長岡市の都市計画マスタープランにも載っているのですが、先ほど供用開始しておりますとお伝えしましたアクセス道路に接続するようなかたち、現在は、国道8号まで供用している左岸バイパスが、延伸してこの団地に向かってくるということで、南北方向の軸も確保する計画にしております。

山川委員 だんだん進化していくんですね。ありがとうございます。

山中会長 山川委員がおっしゃる「おもしろくない」というのはどういう意味なんですか。

山川委員 おもしろくないというか、要は早く着くかなと思って。側道を利用しても思ったよりも早く着かないんですよ。特にこの時期は、この前長岡から新潟市に戻るのに6時間も要したりしたので、側道とかいざとなったら抜け道という情報を知っておきたいんですよ。あのおもしろくないというのはすみません、ちょっと言葉が悪かったですね。そういう意味です。

山中会長 さっきのご説明の中で、高速道路から団地までの間の道路の幅員は、18.5mと16mのどちらになりますか。

長岡市 18.5mになります。

山中会長 わかりました。他にになにかございますか。
ではもう1点だけ、私の方から。開発規模についてはどのように決めて、現時点でどの程度埋まる予定なのでしょうか。

長岡市 企業の意向調査をさせていただきまして、确实性を見込める企業の数や必要な面積を含めたアンケートを取っておりまして、そのアンケートの結果と、今回の団地を整備するうえで必要な道路と公園の面積といった公共用地等を含めると、今回の約39ヘクタールというかたちになります。

現時点で、引き合いも非常にありまして、これから実際の契約等を、市街化区域に編入した後に進めていくことになりますので、今のところ引き合いが多くあるということで、39ヘクタールのこの土地を有効活用できるものと考えております。

山中会長 はい、わかりました。他にございますか。なければ、次に2から7までの南魚沼の農業地域の縮小・拡大について、これを一括で、どこでもかまわないので、ご意見やご質問がありましたらご発言をお願いします。

大串委員 先ほどの資料の文言が違うのではないかと、ということと同じ話になりますが、農業地域を縮小する理由ですね。ご説明が、現況が宅地化されているから、ということなんです、まず計画が先にあって宅地化されていくべきであり、現況を容認するかたちで計画を変更するものなのではないでしょうか。

山中会長 計画の意味がない、ということでしょうか。

大串委員 そうですね。そのあたり、文言の問題というのもあったと思うんですけども、どのように考えたらいいか教えていただけたらと。

山中会長 審議会の特徴でもある。

事務局 南魚沼市さんからは、先ほど説明しましたとおり、今回、市町村合併を踏まえまして、今回の議案以外の区域も含めて、全体的に都

市計画の見直しを進めたということなのですからけれども。

整理番号の2番で言いますと、元々は都市と農業地域が重複して指定されていて、その後、商業的施設がちょうど六日町インターの近くに現に立地されているため、この地域については都市の方に特化したかたちにするもので、現状追認的な見直しということになるかもしれません。

用地・土地利用課としては、そのような認識で整理していますが、南魚沼市さんから何か間違い等あれば説明願います。

南魚沼市 南魚沼市では、現在、市内全域につきまして、都市計画の用途地域等の見直しを行っております。その中で、現状の土地利用に合わせた用途を指定していくという基本的な考え方により、この審議会の案件に該当したものが、商業地域が既に張られている部分などになります。

各用途の内容の見直しも市内全域について行っているところですが、農業地域を縮小する地域につきましては、新たに商業的な用途を設定する地域になりまして、先ほど委員の皆様方からも話がありましたけれども、どうしても、後追いになるという点は否めない部分がありますが、現状に合わせて見直しをしていくという考えの基でやっておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

山中会長 よろしいでしょうか、いまの答えで。

荒川委員 ちょっといいですか。農業地域、いわゆる農業振興地域という指定がされていた中で、なぜこのような団地ですとか、宅地、店舗というものが、地目の変更が行われてきているのでしょうか。農業委員会でもかなり大きな問題だと思うんですよ。

山中会長 農業委員会が承服して、開発された経緯ですよ。

荒川委員 そうですね。農業振興地域で簡単にできますかね。

樋口委員 よろしいですか。

ここは、先ほどの長岡市とは少し違って、非線引きの都市計画区域です。この表を見ていただいてもいいですし、図を見ていただいてもいいですけど、農業振興地域の農用地区域ではなく、農振白地地域です。農業側を担保するというのではなくて、非線引きの農振白地はいろいろ開発されちゃうんですよ。本来だと用途地域の

中に開発を収めれば良かったのですが、インター周辺なのでこのような開発に至ってしまったのかもしれませんが。

ですが、先生のおっしゃるように、資料の書き方としてももう少し説明されてもいいかな、という気がしますね。

山中会長 農振農用地ではないという説明ですね。

樋口委員 それは、5ページの表で、黄色に塗られているところがありますが、その1つ下に「うち農振農用地区域」と記載されていますが、この区域が農業側が守るべき地域ということになっていると思います。

山中会長 農業振興地域に指定されていても、規制が弱いということですね。

山川委員 樋口先生、ものすごく素朴な質問なんですけれど、この周辺で取れるコシヒカリは、それこそ新潟市の3倍とか値段がつくじゃないですか。そのような値段がつくような田んぼは縮小地域に入っていないんですよね。

樋口委員 今回の地域は、既にインターを造られるときに、ここは青地から白地に変えられたところだと想像されます。ただ、南魚沼市さん、この北側の一部の農地は、農振農用地として今後も守られるということですよ。

南魚沼市 そうです。今回につきましては、黄色の部分だけですので、その周辺につきましては変更ございません。

樋口委員 凡例があまりないのですが、4ページの「他地域の重複状況」の図の、黄色い斜線が入っているところが農振農用地だと思われそうです。逆に言うと、その斜線が入ってなくて、同じような薄い黄色がかかっているところが農振白地ですので、開発が起こりうるということがあります。

ですので、他都市だと、こういうところに特定用途制限地域をかけて、建物の立地をコントロールするといったようなことが行われてはおります。南魚沼市さんでは、今回は用途地域の変更ですので色を塗る方向ですけれど、この農振白地を守っていくということをご検討されたりはしたんでしょうか。

南魚沼市 農振白地を青色にしていくということでしょうか。

樋口委員 いや、用途地域以外の地域における開発コントロールという意味なのですけれど。今回はもうすでに施設が建ってしまっているところなので、追加で用途地域に指定するというお話は非常によくわかったんですけども。それ以外のところということなんですよね。

南魚沼市 白地地域につきましては、市の方でも、農地については保護していくという考えではありますけれども、具体的に白地の部分において農地転用の申請等が出されれば許可せざるをえないというのが、問題ではあるのですが現状ですので、なかなか規制していくのは難しいと考えております。

樋口委員 わかりました。委員の皆様がおっしゃられているとおり、計画がないところに開発が起きないためには、本来は周りをきちんと守っておいた方がいいということではありますね。

山中会長 農振農用地と農振白地の2つに分けるときの基準というのは何かあるのですか。これは樋口先生に聞いていいのかよくわからないのですが。

樋口委員 農振農用地は、農業委員会側が農地としてきちんと守っていくということで決められます。農振農用地では場整備等が行われると少なくとも8年間は開発できない、という縛りはあります。

山中会長 わかりました。

樋口委員 農家の人たちからも、転用を見込んで青地から外してほしいという要望もあるようですので、そこは微妙なところですね。

山中会長 他に、南魚沼の農業地域について、ご意見やご質問はございますか。では、私の方から、農業地域の拡大予定地では、いわゆる農業の後継の担保は取れているんですか。

樋口委員 5番、6番というところですかね。

山中会長 5番、6番のところですよ。

南魚沼市 これにつきましては、地元と協議しまして、宅地の方の開発については止めないといけないと。今現在、田んぼとして耕作して使っ

ていますので、これからも利用を継続していくという考えで農地の方に含めるという考えでいます。

山中会長 整理しようということで。

南魚沼市 はい。

山中会長 わかりました。
他には南魚沼の関係はございますでしょうか。

樋口委員 関連してです。これは今、白地のまま、と読めるのですけれど。

南魚沼市 今回、こちらにつきましては白地のままになります。今後、その地域でほ場整備等が入るような事業が出てきましたら、そのときに青地にしていくと考えております。現時点ですぐに青地に指定するというものではありません。

樋口委員 わかりました。

山中委員 よろしいですか。

樋口委員 5番については、微妙ではあるんですが、農地の一体性といった理由で青地にすることはできるような気がするんですけども、6番については、周りもほぼ白地であり、農地としてどのように守っていくのか、何か工夫されるといいかなと。用途地域に入れたり外したりというだけでは、開発という話で、委員の皆様がおっしゃるような矛盾を感じる気がします。

これは要望ですけど、書き方というか、5番、6番については、用途地域に指定された年次等を書かれるといいかなと思います。当初は、ここは用途地域の中に入れて市街化することを予定していたんですけども、それから何年も経過し、その間、開発の見込みがなかったと書かれた方が非常にわかりやすいかなと思います。

山中会長 では、その辺についても文言の修正等をお願いします。

事務局 資料の全体的な整理の中で工夫させていただきたいと思います。

山中会長 他にございますか。
それではないようですので、次に胎内市の整理番号8番について、

まずこれ、なぜ事前の報告が漏れていて、資料の計画図も間違っていたのでしょうか。

事務局 すみません。報告が漏れていたというのは、事業担当課と私ども用地・土地利用課の連携ミスでございます。

山中会長 連絡ミスですか。

事務局 先ほどの8番の最後に説明した図面の誤り等につきましても、面積が1ヘクタール未満の小規模の区域と言うことで、事業担当課の連絡を受けて、当課において速やかにこの図面を修正しておくべきところ、この部分の修正が漏れていたということでございます。

山中会長 わかりました。今後、注意していただければと思います。ほかに胎内の森林地域の縮小については、ご意見や質問はございますか。それではないようですので、上越の整理番号9番、いかがでしょうか。

大串委員 先ほどの胎内は、多目的グラウンドになったので変更ということだと思うのですが、同じような意味で、上越の場合は、長期的視野で北陸新幹線は何年も前からここにトンネルが通ることはわかっていたでしょうし、その時点でこの審議会に諮られないのでしょうか。トンネルを通してよいかというのは、そもそもの土地利用計画上の判断になると思うのですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。特にトンネルのような非常に大きな構造物の場合、環境アセスメントもされるでしょうし、トンネルが通ったから変更しますとなると、今頃なぜ、という感じなのですが。

山中会長 それは糸魚川についても、同じ質問ですね。

大串委員 そうですね。

事務局 資料2の一番最後の22ページ、森林地域の変更手続のフローですが、森林の担当課が所管する森林計画の変更については、工事の完了検査後に手続きを進めることになっておりまして、その見直しに土地利用基本計画図を合わせるかたちで、審議会に諮問させていただいております。

大串委員 このフローでは、開発の計画段階で、審議会に諮っているという

ことですか。

事務局 整理番号の9番、10番につきましては、平成25年の審議会で、報告のかたちで、これから開発する案件ということで説明させていただいております。

大串委員 そうすると、森林に関しては、すべて工事完了後に追認というかたちでの計画変更になるということフローに表しているかと…

事務局 結局、我々の立場としては、追認ということに…

大串委員 では、この審議会では意見を申せるわけですか。これは国か、いや、これは国ではないですね。

事務局 フローの左側の「国土利用計画審議会」の部分は、事業担当課の方で林地開発許可をしました、これから工事に入ります、という報告になります。

山中会長 この話は毎回言われることなんですけど、新潟県の問題ではなくて、国の制度上の問題なんですよ。

事務局 全国的に、この部分については、各県の審議会の事務局は説明に苦労していると聞いています。

山中会長 県が頑張っても制度上直しようがない…

事務局 そこで、そのような意見も踏まえて、平成24年から、フロー左側の報告を、諮問とは別でございませけれども、審議会の場を借りて、毎年御説明をさせていただいているということで、御理解いただきたいと思っております。

大串委員 わかりました。

山中会長 よろしいですか。糸魚川も出ましたので、糸魚川も含めて他にございませでしょうか。

中田委員 糸魚川の関係で、10番のところなんですけれども、森林地域縮小予定地が、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに含まれていますが、問題がないとするの理由が、21ページの右下に4行ほど書かれ

ているのですけれども。問題がないことの理由が簡単にふれられていて、2点目の法面保護の措置等により対策されていると。これはまあ、効果があるのかは分からないのですが対策は講じていると思うのですけれども、その前に書かれている「トンネル工事後に指定が行われている」というのは、トンネル工事が行われてからレッドゾーンの指定がされているので、これをもって災害発生防止にはならないと思うのですけれども。

事務局 すみません。ここは説明時に修正しておくべきところだったのですが、実際の指定は、新幹線の工事が進められている時期に、土砂災害の担当課の方で、指定作業を進めております。斜面の角度などの要素を踏まえて、ここは黄色、ここは赤色と指定するものだそうなので、実際には、実際に工事をする際は、土砂災害の関係も考慮して法面保護等の措置がなされているということです。

トンネル工事後に指定しているというのは、確かにおかしい表現でございます。

中田委員 トンネル工事そのものが災害対策である、という理解でよろしかったでしょうか。

事務局 はい。

山中委員 よろしいですか。

中田委員 はい。

山中会長 他にはなにかありますでしょうか。

それでは、一通り全案件について、ご質問やご意見は終わりましたので、いろいろご意見がでましたが、方向性として、事務局で文言を整理して、再度委員に確認をとるという前提で、この審議会として意見を集約させていただきたいと思いますが、この新潟県土地利用計画の変更について、本審議会として異議がないということですのでよろしいでしょうか。文言の修正を前提としてですね。

全委員 (異議なし)

山中会長 それでは続いて、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料3にて説明)

山中会長 はい、それでは、ただいまの説明のとおり、手続きを進めていただくようお願いいたします。

(2) 報告事項について

山中会長 次に、報告事項に入らせていただきたいと思います。

事務局から報告事項「今後、土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について」説明をお願いします。

事務局 (資料4を説明し、資料5、6を紹介)

山中会長 ただいまの説明に対するご意見やご質問はありますか。ご発言をお願いします。

今年はなぜこんなに急に案件が増えたのでしょうか。これは手続き的な問題ですか。

事務局 報告の運用を開始した平成24年度以前に事業を開始した案件が多かったことと、事業完了の時期が今年度に集中したためと思われる。

山中会長 わかりました。他にございますか。

樋口委員 関連して、例えば、整理番号1-4の事業完了は平成10年となっておりますが、報告は平成24年からなんですよ。

事務局 1-4につきましては、元々は平成10年までの計画で林地開発許可が出されておりました。その後、水害の影響で事業が中断し、最終的にこのまま事業を終了するというので、本年度事業担当が検査に入り、完了に向けた手続きを進めると聞いております。

樋口委員 関連しますと、このフローで「完了検査」とありますが、本日、我々がフローに記載の報告を受けたとすると、資料4の「現況」欄の内容では、その後の完了検査が既に終わっているように思えるのですけれども、これはこのスケジュールが間違っているということですか。

事務局 すみません、なかなか正確に表記するのが難しいのですけれども、

例えば、今年度林地開発許可を行った案件につきましては、このフローの報告の時期に当てはまりますけれども、24年度以前に既に許可されているものにつきましては、今委員がおっしゃられましたように、完了検査が終わった段階での報告ということになるかと思えます。

樋口委員 もう少しよろしいですか。性善説に立てば、一番左側にある林地開発許可が適切に許可を出しておられるんだとすると、我々は追認するしかないのですけれども。不適切じゃないかと我々が委員の皆様と協議した場合、どうなるのかというのをちょっと前もって教えていただけたらうれしいですけれども。

 これももう完了検査まで終わっているわけですから、これから土地利用計画図を変更したいと、ついでには審議してください、ということですが、審議のしようがないといえますか、協議しようにももう完了検査まで終わっているということなので、担当課の皆様からすると、どういうことを我々に求めておられるのかというのを、もう一度確認させていただきたいです。

事務局 いまの質問はよく理解しておるんですけども、許可後の報告になるので、この審議会場で、開発内容について認められないとする手続き等につきましては、非常に難しいものがあると思えますので、こちらの方で改めて整理をさせていただきたいと思えます。

 次回の審議会でも森林関係が出てくると思えますので、その場でそのようなことも含めて御説明させていただければと思えますし、あるいはその前に整理したものにつきましては、また皆様に別途という形で恐縮ですけれども、送付させていただければと思えます。

樋口委員 承知致しました。

山中会長 宿題ということですね。

中田委員 過去に審議会で認めなかった事例は1回もなかったということですか。

事務局 そうですね。過去の資料を見ているかぎりでは、おそくないのではないかなと思えます。

山川委員 実際に、この諮問のあたりでひっくり返すとすると、かなり大事になると思うんですよ。行政訴訟とかもういろんな権利とかごちゃごちゃになって。

事務局 そうですね。

山川委員 新潟県では、今のところ平和で、過去にそういうことになったものはないけれど、他の都道府県で実際に問題になったものとかはありますか。

事務局 都市とか農業の関係で耳にした話ですが、当県以外の話になりますが、個別の都市計画や農振の手続きについては個別法の手続きに従って進めていたのですが、法律上、国土利用計画の方が上位に位置づけられていて、こちらの手続きがですね、漏れていたのか後追いなのか知りませんが、そういう関係で地元の地権者とトラブルになったと、そのようなことがあったという話は聞いたことがございます。

裁判うんぬんというところまでは確認しておりませんが、地元の事業に反対をしている住民からですね、国土利用計画の手続きがなっていないじゃないかということでクレームと申しますか、そういうことが出されたということは聞いたことがございますが、本県では、幸いございません。

山中会長 はい、他にはございますでしょうか。

それでは、報告事項については議決事項ではありませんので、以降の議事を進めていくことといたしますけれども、以上で本日予定されていた議題はすべて終了いたしました。全体をとおして何かご質問、ご発言はございますでしょうか。

それでは、意見がないようですので、以上で本日予定されていた議題はすべてということで、事務局から何かありますでしょうか。

久我課長 それでは、今日のご審議いただきありがとうございます。本日、審議いただきました新潟県土地利用計画の変更につきましては、これから国土交通大臣への意見聴取を行い、3月に告示できるよう業務を進めてまいりたいと思いますので今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日以降、何かお気づきの点がありましたら事務局までご連絡願います。ありがとうございます。

6 閉会

山中会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会と致します。ありがとうございます。

午後 2 時42分終了

新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員 加藤 恭子

(正本は自署で署名されています。)